

令和3年 9月 8日

保護者 様

幸手市立さかえ小学校
校長 中沢 朋宏

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応（臨時休業・出席停止等の目安）について

秋雨の候、保護者の皆様におかれましては、感染症対策を重きに置き、日々お過ごしのことと存じます。日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。学校では、新型コロナウイルス感染症拡大防止と教育活動の両立をめざし、取り組んでいるところです。

さて、標記の件につきまして、幸手市教育委員会の指針を踏まえ、当面の間、下記のとおり対応しますのでお知らせします。

つきましては、引き続き、お子様をはじめ、御家族皆様の健康に御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業等の判断について

(1) 学級【学年】閉鎖

以下のいずれかの状況に該当する場合には、学級閉鎖を実施することを基本とし、その期間は「5日程度」を目安とします。

ア 同一学級内に2名以上の陽性者が発生した場合

イ 陽性者が1名であっても、以下に該当する場合

(ア) 周囲に未診断の風邪などの症状を有する者が複数いる場合

(イ) 複数の濃厚接触者相当の者がいる場合

(2) 学校閉鎖

複数の学級【学年】を閉鎖する等、学校内で感染が拡大している可能性が高い場合には、学校閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数などを踏まえ、学校医の助言を参考に判断します。

(3) 臨時休業等の解除【授業再開】

出席停止が適切と考えられる児童を除き、学校医の助言も踏まえ、授業の再開を判断します。

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

学校において、下表に該当する児童、教職員が確認された場合には、それぞれの期間の出席停止、または、出勤自粛を指示します。

	対 象 者	期 間
①	陽性が判明した者	治癒するまで
②	同居の家族等の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示による
③	陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から14日間
④	発熱等の風邪症状がみられる者（※1）	原則、症状が改善し、2日経過するまで（※2）
⑤	同居家族に発熱等の風邪症状がみられる者	原則、当該家族の症状が改善するまで

※1 「発熱等の風邪症状」とは、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（37.5度前後より高い状態）以外に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、匂い・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、腹痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般を指す。

※2 かかりつけ医師から「登校可」の判断があった場合は、「2日間の経過」を適用しない。

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

本来、濃厚接触者の特定のための調査は保健所が実施するものであるが、現在、保健所よる積極的疫学調査は縮小されています。そこで、当面の間、学校医の助言のもと、以下のいずれかに相当する児童・学校職員を「濃厚接触者相当の者」として特定します。

- ア 感染者の飛沫に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離で、互いにマスクをしない状態で会話が交わされた場合は、時間の長短を問わず、濃厚接触者に該当する場合もある）
- イ 手で触れることのできる距離（概ね1m）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者（マスクは着用していたが、いわゆる鼻だしマスク・顎マスク等、不適切なマスクの着用の状態ではなかったかについての確認）

(3) 拡大検査対象者の特定

学校で陽性者が確認された場合には、上記（2）の「濃厚接触者相当の者」の特定をしますが、学校医と相談の上、「拡大検査対象者」の特定をします。その後、特定者リストを保健所に提出することにより、行政PCR検査の対象者となります。